

長岡市建設工事請負基準約款第26条第5項運用基準（拡充）

- 1 長岡市建設工事請負基準約款第26条第5項運用基準において規定する「主要な工事材料」について、原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、鋼材類について適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について適用できることとする。
- 2 1の場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事にかかる変動額が請負金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認することとする。

附 則

- 1 この基準は、平成20年9月10日から施行する。
- 2 工期の末日がこの基準の施行日以降で残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月未満である工事については、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月未満であっても、工期満了前である場合は請求を行うことができることとする。